

学校法人山口松陰学園
役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人山口松陰学園（以下「この法人」という。）の役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(役員の報酬等の額の算定方法)

第3条 役員の報酬等の額は、原則として月額 100,000 円を上限として、理事会において決定する。

2. この法人の運営上の特段の業務を担う者であって、前項に定める上限額を超える報酬額を支払う必要性が認められる場合、前項に定める上限額を超える報酬額を理事会において決定することができる。

3. 役員の報酬等、毎年度、会計年度開始前にその金額を理事会において決定し、所轄庁の定める手続に則り、適正に管理・報告する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員の報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(報酬等の日割り計算)

第5条 月の途中において、新たに役員に任命され、又は役員が退職し、若しくは解任されたときの当月分の役員の報酬等については、それぞれ第3条に規定する額を、当該月の日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員に在籍した日曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。ただし役員が死亡したときは、死亡の当月分の報酬については、その全額を支給する。

(評議員の報酬)

第 6 条 評議員には、原則報酬等は支払われないものとする。なお、交通費や会議に係る実費等については、必要に応じて、別途定める基準により支給することがある。

(端数の取扱)

第 7 条 この規程による役員の報酬等の計算において、円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 100 条 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1. この規程は、令和 7 年 6 月 1 8 日から施行する。